

令和8年9月より、全ての階層において 保育料が無償となります（完全無償化）。

【0～2歳児における保育料の無償化について】

- 0から2歳児の保育料について、現在の無償化制度の対象にならない児童の保育料を市独自の制度により令和8年9月1日から無償化します。
- 鶴岡市に住所を有する方が対象となります。
- 無償化のために新たな手続きは必要ありません。
- 令和8年9月以降の入所申込をされる方につきましては「入園のてびき」P3記載の「2-3 申込みに必要な書類」における以下の書類提出が不要となります。

書類③保育料納付誓約書

書類④市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

- 保育料は無償となりますが、3歳児以上における副食(おかず、おやつ等)の費用は従来どおり保護者負担となります。
※0～2歳児において副食費も保育料に含まれた上での無償化となります。
- 保育料とは別に、各園において徴収している費用(通園送迎費、行事費等)や延長保育料などは、無償化の対象外となり、これまで通り保護者が負担します。

【お問い合わせ】

鶴岡市役所 健康福祉部 子育て推進課(にこ♥ふる2階)

電話:0235-35-1291 ※月曜～金曜(祝日除く)